

令和7年度 横浜市中小企業融資 緊急経営支援資金



融資利率
年 1.9%以内

信用保証料
最大 0.7%助成

融資額
2.8億円まで

米国関税措置や日産自動車株式会社の生産体制縮小に加え、長引く原油・原材料価格の高騰、人手不足・賃金上昇など、経済変動の影響に直面する市内の中小・小規模事業者がご利用いただけます。

| | |
|------------|--|
| 融資対象者 | 次の1～3のいずれかに該当する事業者 1 最近1か月間 [※] の売上高が直近3年のいずれかの年の同月の売上高と比較して5%以上減少している 2 最近1か月間 [※] の粗利率(売上高総利益率)又は売上高営業利益率が直近3年のいずれかの年の同月若しくは直近決算、前期又は前々期より5%以上減少している 3 直近決算の粗利率(売上高総利益率)又は売上高営業利益率が直近決算前期、前々期若しくは前々々期より5%以上減少している [※] 最近1か月とは、申込書類記入月の前月、前々月又は前々々月です。 |
| 資金使途 | 運転資金及び設備資金 |
| 融資額 | 2億8,000万円以内(組合4億8,000万円) |
| 利率 | 固定金利 年1.9%以内 |
| 融資期間 | 運転資金 10年以内 設備資金 10年以内 |
| 据置期間 | 12か月以内 |
| 信用保証料助成内容 | 運転資金:0.6%助成(融資額8千万円を上限) 設備資金:0.1%助成(融資額2千万円を上限) 【宣言割 [※] 】上記に加え、各融資額上限まで0.1%助成 [※] 横浜市の「脱炭素取組宣言」を行った方が適用できます。 |
| 上記助成後の保証料率 | 運転資金:0.00%~1.30% 設備資金:0.25%~1.80% |
| 必要書類 | 融資対象者1 : 売上高減少要件確認書 融資対象者2・3 : 売上高総利益率減少要件確認書 売上高営業利益率減少要件確認書 【宣言割を適用する場合】 「脱炭素取組宣言 確認書」又は「脱炭素取組宣言 宣言書」の写し |



※ご利用にあたっては取扱金融機関及び横浜市信用保証協会の審査があります。審査の結果、ご希望に添えない場合があります。

お問合せ先 横浜市経済局金融課 ☎045-671-2592